平成２３年（フ）第１３１３号
東京都羽村市小作台３丁目21番地６エミネンス矢本204
債務者　青柳奈緒子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９３６号
東京都墨田区業平１丁目18―12―902
債務者　大島　正記
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６００９号
東京都墨田区石原４丁目７－５
債務者　源内エレナこと　ゲンナイ　エレナ　アンキャアンコ
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５４号
静岡市葵区東68番地の15
債務者　石上ゆたか
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北４丁目７番地
債務者　長内　康晃
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
北海道中川郡本別町北６丁目３番地９
債務者　佐藤　公司
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
北海道帯広市西17条南５丁目29番地５　レジデンス175・１―Ｄ
債務者　山保　頼博
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９２９３号
東京都江戸川区松島１丁目１－３
破産者　古田　智幸
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第４６号
長崎県佐世保市針尾西町395番地の１
破産者　有限会社吉建
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
千葉県流山市西初石３丁目1460番地６
破産者　三和住宅株式会社
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６１号
千葉県松戸市稔台１丁目15番地の１　シャトル稔301号、開始決定時千葉県松戸市古ケ崎３丁目3349番地の３
破産者　万澤　　剛
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７２号
千葉県松戸市牧の原１丁目164番地Ｎｅｔ’ｓ牧の原
破産者　株式会社エム・ジー・アイ
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２０５号
島根県松江市鹿島町佐陀宮内1192番地13
破産者　金坂　　滋
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５６号
鹿児島県鹿児島市錦江町７番37号
破産者　折田観光株式会社
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
東京都板橋区徳丸６丁目23番13号
破産者　有限会社アートセラミック
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０９号
埼玉県所沢市三ケ島４丁目2314番地の１
破産者　向洋建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１０９３５号
秋田県鹿角市八幡平字老沢42番地の１
破産者　株式会社志張温泉
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２４０号
東京都中央区銀座６丁目14番８号
破産者　株式会社プログレスインターナショナル
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２４１号
東京都港区南青山５丁目４番30号カサ・セレナビル２Ｆ
破産者　株式会社ブライダルキューブ
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可